

第2回農地部会議事録

- 1 招集日 平成30年2月5日(月)
- 2 開会日時及び場所
平成30年2月5日(月) 午後2時00分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成30年2月5日(月) 午後2時57分

4 委員氏名

(1)出席者(16名)

1番 水口 正好	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	14番 吉田 良一	15番 平野 利光
16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定	28番 田浦 則利
32番 鶉殿 徳康	33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳

(2)欠席者(2名)

3番 大島 忠保 11番 松尾 文昭

(3)部会長の依頼により出席した委員(1名)

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参事	増富 浩彦
主査	福田 智美
嘱託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第10号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴収について
- 日程第7 議案第11号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

午後 2 時 00 分開会

○事務局長（江口 秀司君） 皆さん、こんにちは。農業委員会等に関する法律第 28 条第 4 項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。昼間の忙しい中に、また雪も降る中に参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、こちらのほうで進めさせていただきます。

ただいまから平成 30 年第 2 回雲仙市農業委員会農地部会を開催いたします。各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 7 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 9 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農地利用集積計画の決定について、議案第 10 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第 11 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について、以上 6 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 12 条の規定により、15 番、平野委員、24 番、草野委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第 6 号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するような事実はないと思われま
す。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号 112 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33 番 渡邊 茂徳君） 議席番号 33 番、渡邊です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 112 番については、不在地主より買い受ける案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号112番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。反当たり100万円で申請書には書いてあつとけど、これは面積が683平米やっけん68万3,000円でよかとですか。

○参事（増富 浩彦君） そうです。

○委員（36番 川内 幸徳君） それでよかとですか。

○参事（増富 浩彦君） はい。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

ほかにご質疑がないようですので、議案第6号受付番号112番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号113番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号113番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号113番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号受付番号113番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号114番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号114番については、不在地主より買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号114番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号受付番号114番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号115番から117番は借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号115番から117番については、新たに農地を取得し、営農を開始する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号115番から117番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号受付番号115番から117番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号118番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号118番については、不在地主より買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号118番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号受付番号118番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号119番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号119番については、耕作利便のために買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号119番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号受付番号119番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号120番、121番は交換の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号120番、121番については、耕作利便のため交換する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号120番、121番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号受付番号120番、121番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号122番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号122番については、農業後継者がいない譲

渡人が、おいに贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号122番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号受付番号122番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号123番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号123番については、規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号123番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号受付番号123番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第7号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われま

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号19番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） 議席番号32番、鵜殿です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号19番について、申請人は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、島原鉄道西郷駅より300メートル以内に存在していることから、第3種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号19番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第7号受付番号19番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号20番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号20番については、申請人は、共同住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号20番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第7号受付番号20番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第8号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号71番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号71番については、申請人は、車両置き場用地への転用を計画されており、申請地は、平成30年1月15日に農振除外されております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、隣接する山林と一体として同一事業の用に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で農地を供することが必要であり、第1種農地の面積割合が3分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われ
ます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号71番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第8号受付番号71番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号72番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号72番については、申請人は、福祉施設用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、雲仙市役所愛野総合支所より300メートル以内に存在していることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当する
ような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何
ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号72番についてご質疑がありましたらお願いします。事務局。

○参事（増富 浩彦君） 事務局から補足説明をします。

転用許可申請の添付資料の別添2の27ページをごらんください。

現地確認の際に、申請地の西側の田がどうしても日陰になって、耕作をするにあたって影響があるんじゃないかということで、所有者に同意書を求めた方がいいんじゃないかという意見がでました。

通常は同意書の添付までは求めていないのですが、意見があった事を行政書士の方へ伝え西側の田の所有者からもらった同意書の写しを提出してもらっております。

今後、現地確認において、転用により他の農地への影響などが懸念され、同意書を求めた方が良くと判断される場合には言っていただければ、申請者の方へ提出のお願いをしたいと思います。ただし、提出について強制力はないため、あくまで提出のお願いとなります。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 今、事務局から説明がありましたけども、これは建物が810の1に建物ができますよちゅうなことで同意書をいただいたちゅうことですね。

○参事（増富 浩彦君） そうです。

○委員（10番 横田 晴喜君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第8号受付番号72番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第9号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第9号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われま

す。各調査会においても、特に問題はないと判断されております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

13ページ、9番から11番は所有権移転による案件、13ページ、12番から15ページ、14番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。議案第9号に対する質疑を行います。

まず、12ページから13ページについて、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、14ページから15ページについて、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第9号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第10号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第10号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われま

す。各調査会においても、特に問題はないと判断されております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。議案第10号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第10号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第10号につきましては特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、議案第11号農地法第2条第1項の「農地」の判断についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第11号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請地は、農業振興地域の農用地区域に該当しているため、非農地通知を発出するに当たり、農林

水産課で協議いただき、全体見直しで、農振除外検討可能の見込みありとの回答をいただいております。整理番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第11号農地法第2条第1項の「農地」の判断については、対象地は「農地」ではないと判断することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は「農地」ではないと判断し、今後非農地通知を发出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもって、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 2月 5日

議 長

署名委員

署名委員